

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税等の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、県税等の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・石川県は、県税等の賦課徴収に関する事務を行うため、「税務総合情報システムファイル」を保有し、「税務総合情報システム」により管理し、必要な範囲で特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を記録することとしている。
- ・特定個人情報を含む税務情報の漏えい等の防止のため、税務部門以外とは接続されない閉鎖したネットワークとしたうえで、業務端末のデータ出力機能(USB端子等)を全て使用できなくするなど対策を講じている。
- ・ウイルス等の不正プログラムの混入防止のため、ウイルス対策ソフトを導入し定期的パターン更新を行っている。
- ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、作業内容に関する報告を求め、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

石川県知事

## 公表日

令和6年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税等の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税、森林環境税、特別法人事業税及び地方法人特別税のうち、石川県が課する各税目（各税に対応する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。）の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 1. 賦課事務（課税事務） 2. 徴収事務（収納管理事務、滞納整理事務）
③システムの名称	税務総合情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム（eLTAX）、電子申告システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務総合情報システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。） ・第9条第1項 別表の24の項及び133の項 ・第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条及び第72条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表の24の項及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号） ・第2条 同条の表49の項 ・第51条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県総務部税務課 企画・税政納税グループ

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年10月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成28年5月20日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月5日時点	平成28年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	総務部税務課長 浜上 静夫	総務部税務課長 大箱 剛	事後	人事異動に伴う所属長名変更
平成29年5月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び89の項 ・第9条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び89の項 ・第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第64条	事後	個人情報保護委員会による指導により、主務省令の記載を追加
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	個人情報保護委員会による指導により、主務省令の記載を追加
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	総務部税務課長 大箱 剛	総務部税務課長	事後	様式変更に伴い、所属長の役職名のみ記載に変更
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月5日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月5日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	IV リスク対策		(追加)	事後	様式の変更に伴う追加
令和2年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税及び地方人特別税	地方税、特別法人事業税及び地方人特別税	事後	法改正に伴う修正
令和2年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の16の項及び89の項	別表第一の16の項及び99の項	事後	法改正に伴う修正
令和2年3月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年1月6日時点	事後	評価の再実施におけるしきい値の確認に伴う時点修正
令和2年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第64条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第72条	事後	法改正に伴う修正
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年1月6日時点	令和2年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事前	9月1日施行の番号法の改正に伴う修正
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月8日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月8日時点	令和5年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税、特別法人事業税及び地方人特別税のうち、石川県が課する各税目(各税に対応する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。)の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 1. 賦課事務(課税事務) 2. 徴収事務(収納管理事務、滞納整理事務)	地方税、森林環境税、特別法人事業税及び地方人特別税のうち、石川県が課する各税目(各税に対応する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。)の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 1. 賦課事務(課税事務) 2. 徴収事務(収納管理事務、滞納整理事務)	事後	法改正に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び99の項 ・第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 ・第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表の24の項及び133の項 ・第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	法改正に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号 別表の24の項及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) ・第2条 同条の表49の項 ・第51条	事後	法改正に伴う修正
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正